

損害賠償及び和解に関する件

令和4年（2022年）5月23日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市西区

社会福祉法人西平和会

2 事故の概要

令和3年12月16日、札幌市西区八軒10条西1丁目路上において、財政局の税務用の自動車が、前方を走行していた相手方の自動車に追突したことにより、当該自動車が損傷した。

なお、この事故は、報告第9号 番号19と同一の事故である。

3 損害賠償の額

1,250,000円

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。